

九州地方整備局（港湾空港関係）

業務におけるプロポーザル方式及び  
総合評価落札方式の評価項目と配点の考え方

（建設コンサルタント等業務、測量・調査業務）

【平成29年4月版】

平成29年4月

国土交通省九州地方整備局  
港湾空港部

## 〇はじめに

近年、ダンピング受注の発生等により公共工事と同様に調査・設計等の業務の品質確保に対する懸念が高まってきたため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受けた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）」において「公共工事に係る調査・設計の品質確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容とすることが必要」と位置づけられた。

建設コンサルタント等業務、測量・調査業務（以下「業務」という。）については、主としてプロポーザル方式と価格競争の2つの調達方式で実施してきたところであるが、これらの背景を受け、平成20年度から総合評価落札方式の試行・導入を図ってきた。

平成21年3月に総合評価落札方式及びその導入を踏まえたプロポーザル方式の運用を定めた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が策定された。（平成27年3月改訂）

この策定を受け、九州地方整備局（港湾空港関連）が発注するプロポーザル方式及び総合評価落札方式の現状の運用について、考え方を取り纏めたものである。

今後、競争参加者等のご意見を伺いながら本資料の改善を行い、より良いプロポーザル方式並びに総合評価落札式の構築を目指して参りたい。

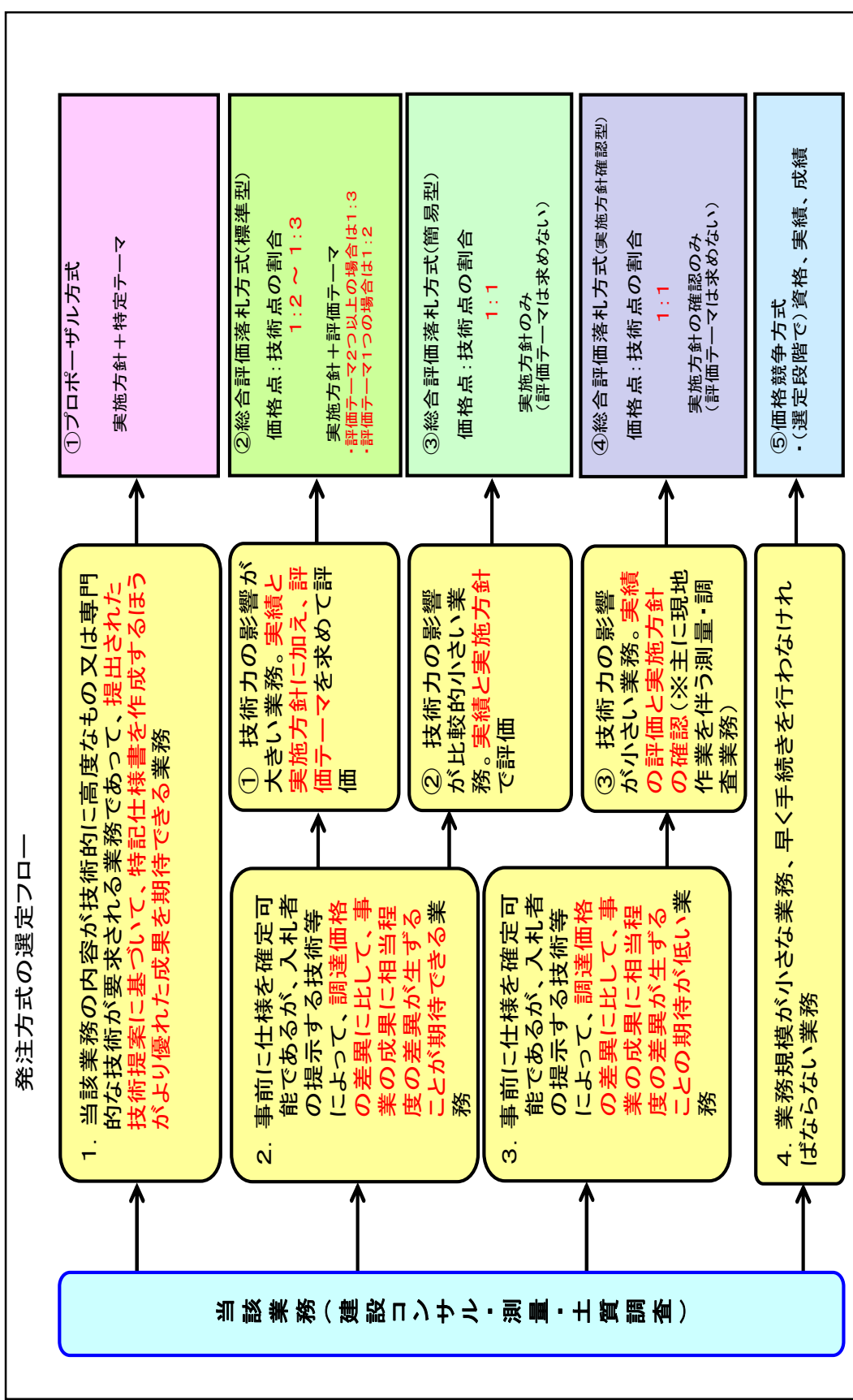
## 目 次

1. 調達方式の種類と概要について	・・・ 1
2. 手続きの実施手順について	・・・ 2
3. 入札契約方式の選定について	・・・ 5
4. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 審査・評価における配点の考え方について	・・・ 6
5. プロポーザル方式における要件設定と審査について	・・・ 9
6. 総合評価落札方式における要件設定と審査について	・・・ 16
7. 設計共同体について	・・・ 23
8. 履行体制確認型総合評価落札方式について	・・・ 24
9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について	・・・ 27
10. その他の留意事項	・・・ 29

# 1. 調達方式の種類と概要について

調達方式の選定の考え方及び総合評価落札方式の評価テーマ数と（価格点：技術点）の割合の設定は、図1-1を基本とする。

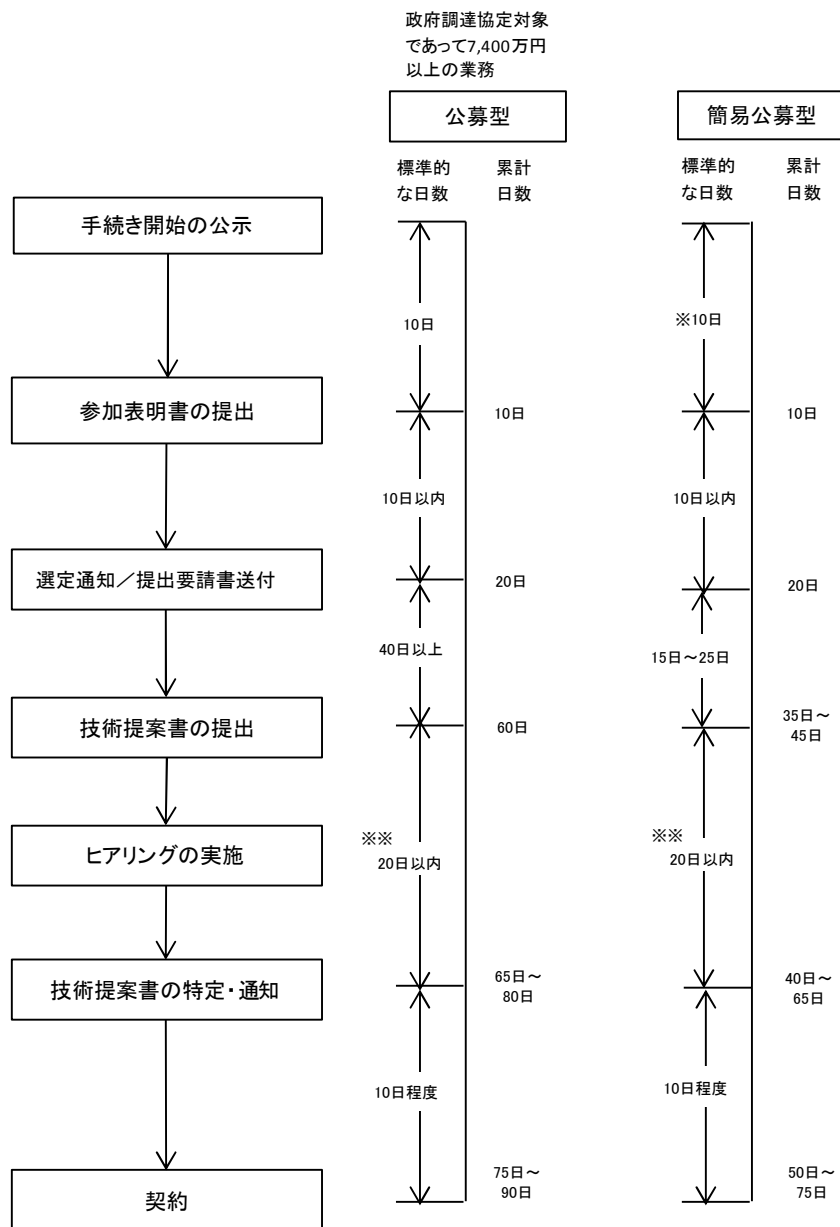
(図 1-1)



## 2. 手続きの実施手順について

### (1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式の標準的な実施手順は、以下のとおりとする。

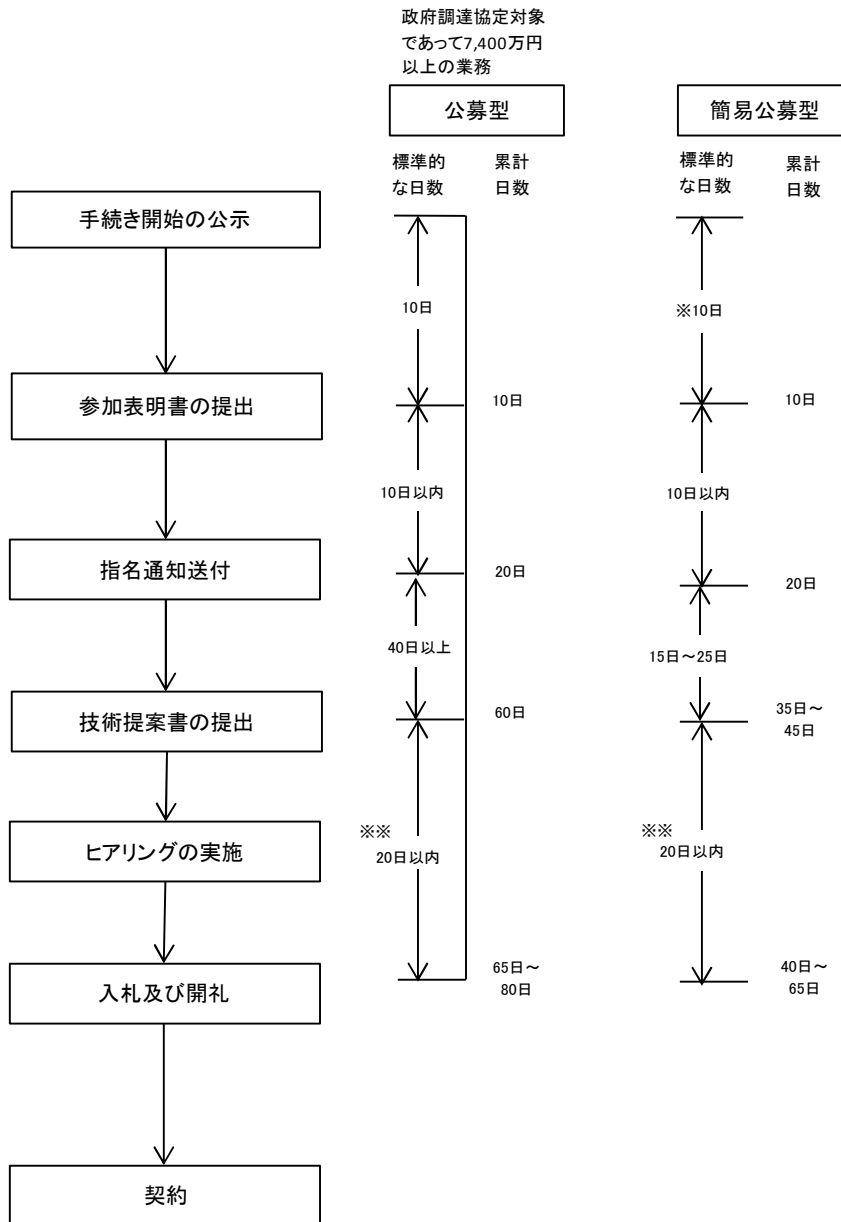


※簡易公募型に準じた手続の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

## (2) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）の標準的な実施手順は、以下のとおりとする。



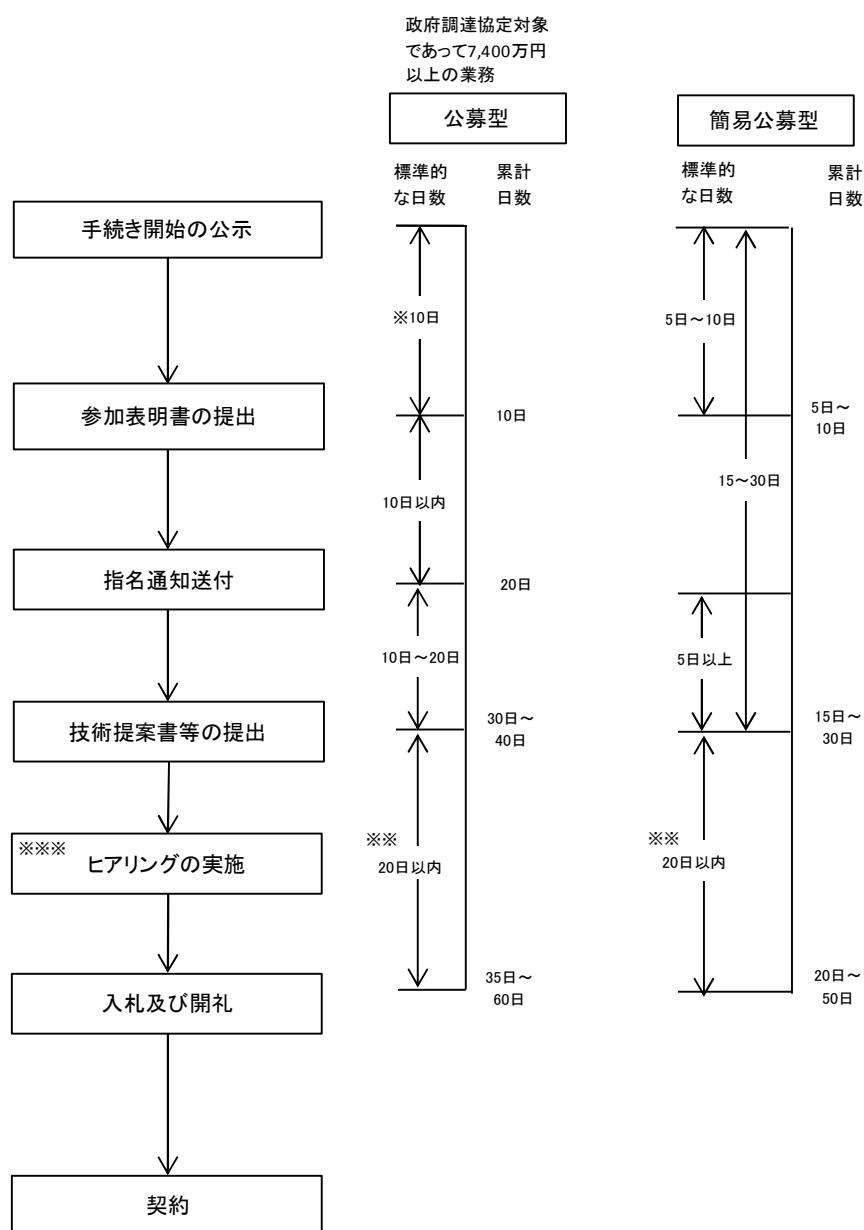
※簡易公募型に準じた手続の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5～20日」として取り扱った。

### (3) 総合評価落札方式（簡易型及び実施方針確認型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型及び実施方針確認型）の標準的な実施手順は、以下のとおりとする。

また、総合評価落札方式（簡易型及び実施方針確認型）では、簡易公募型もしくはそれに準じた手続を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図る。



※簡易公募型に準じた手続の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

※※※簡易型及び実施方針確認型については、ヒアリングを省略する。

### 3. 入札契約方式の選定について

#### (1) 業務内容に応じた入札契約方式の選定

業務の発注方式の選定は、業務の内容に応じて（図1-1）に基づいて「プロポーザル方式」、「総合評価落札方式」及び「価格競争方式」のいずれかを選定することを基本とする。

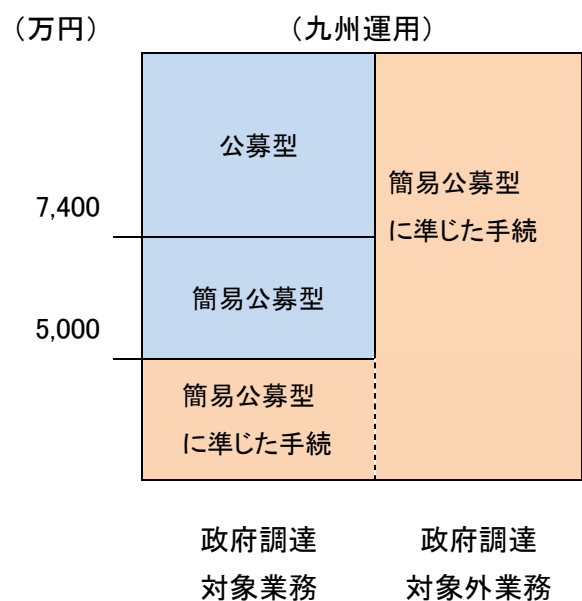
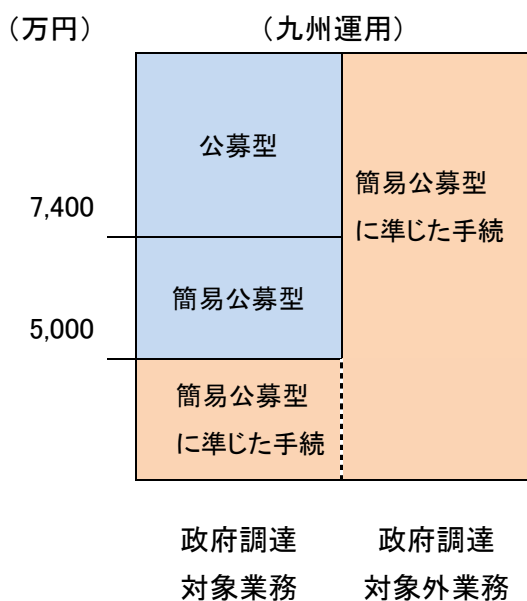
#### (2) 予定価格に応じた分類

業務規模等を踏まえた発注方式は、（図3-1）のとおりとする。

（図3-1）

#### I. プロポーザル方式

#### II. 総合評価落札方式(標準型、簡易型)



#### (3) 手続き方式に応じた選定業者数

選定業者数は（表3-1）を基本とする。

（表3-1）

手続き方式	業者選定方式	選定(指名)業者数	補足説明
プロポーザル方式	公募型	5者以上を選定	選定基準を満たすものが5者以下の場合には全て選定することを基本とする。 なお、評価順位が5位の者が複数存在する場合は、同評価の者を全て選定する。
	簡易公募型		
総合評価落札方式	公募型	原則、10者以上を指名	選定基準を満たす者を10者指名することを基本とする。 なお、評価順位が10位の者が複数存在する場合は、同評価の者を全て指名する。
	簡易公募型		



#### 4. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方は、以下のとおりとする。

##### (1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、特定テーマ又は評価テーマに関する技術提案等を重視する。

##### (2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価のウェイトは、（表4-1）のとおりとする。

（表4-1） 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価のウェイト	10%	30%	20%	40%

### (3) 特定・入札段階における配点

#### 1) プロポーザル方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「特定テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表4-2)のとおりとする。

(表4-2) プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	特定テーマに対する技術提案
評価のウェイト	総合評価型	10%	15%	25%	50%

#### 2) 総合評価落札方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表4-3)のとおりとする。

(表4-3) 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	1:3の場合	10%	15%	25%	50%
	1:2の場合	10%	25%	25%	40%
	1:1の場合	20%	30%	50%	—

#### (4) 事故及び不誠実な行為による措置状況について

参加表明書（又は申請書及び資料）の提出期限日が下表に示す事故及び不誠実な行為に係る減点対象期間に該当する場合、プロポーザル方式における選定時及び特定時、総合評価落札方式における選定時及び技術評価点算出時に技術評価点を減点する。

措置内容	減点対象期間	減点
九州地方整備局による 「指名停止」	指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月間	評価点満点の10%を 減点
九州地方整備局による 「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	評価点満点の5%を 減点
九州7県又は山口県による 「指名停止」	指名停止の期間	評価点満点の10%を 減点
九州7県又は山口県による 「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	評価点満点の5%を 減点
<p>※九州7県又は山口県の措置については、各県が自ら発注した業務に係わる措置のみとし、各県発注業務に関係しない「指名停止」等の措置については、減点の対象外とする。</p> <p>※他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人または公営民間企業等の行った措置は、減点の対象外とする。</p> <p>※山口県の措置については、下関市内における業務を減点の対象とする。</p> <p>※設計共同体の場合は、構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば、合計点満点の10%又は5%を減点する。</p>		

## 5. プロポーザル方式における要件設定と審査について

### (1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務の遂行に必要な技術力等を検討し、(表5-1)に基づき適切に設定する。

(表5-1)

プロポーザル方式における参加資格・選定項目・特定項目の標準的な設定例

	要件	参加資格	選定項目	特定項目	補足・留意事項
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—	
	競争参加資格	◎	—	—	
	指名停止	◎	—	—	
企業	技術部門登録	—	◎	—	建設コンサルタント登録部門の有無
	業務実績	◎	◎	—	
	業務成績	—	◎	—	
	表彰の有無	—	◎	—	
	当該地整常駐技術者数	—	—	—	
	自己資本比率	—	—	—	
	瑕疵担保力	—	—	—	
	法令の遵守状況	—	—	—	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務等について、設定することができる
	管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎
業務実績		◎	◎	◎	
地域精通度		—	○	—	測量・調査業務の場合に設定する。
業務成績		—	◎	◎	
表彰の有無		—	◎	◎	
当該部門従事期間		—	—	—	
手持ち業務量		—	—	—	
CPDの取得状況		—	—	—	
担当技術者	技術者資格	—	—	○	担当技術者は、必要に応じて特定項目として設定する。(標準的には設定しない)
	業務実績	—	—	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰の有無	—	—	○	
	当該部門従事期間	—	—	—	
照査技術者	技術者資格	○	—	○	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に特定項目として設定する。
	業務実績	○	—	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰の有無	—	—	○	
	当該部門従事期間	—	—	—	
CPDの取得状況	—	—	—		
実施体制(再委託等)	◎	◎	—		
実施方針	—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。	
特定テーマに対する提案	—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。	
事故及び不誠実な行為	—	◎	◎		
参考見積(業務コストの妥当性)	—	—	◎		

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(2) 評価項目毎の評価の着眼点の判断基準と配点について

評価項目毎の着眼点の判断基準と配点について、標準的な考え方を(表5-2-1~6)に示す。

(表5-2-1) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(選定段階での技術評価) 【参加表明者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点				配点		
	判断基準				建設コンサルタント等業務	測量・調査業務	
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等※設計共同体的場合は、代表者の登録状況を評価の対象とする。	◎	下記の順いで評価する。 ①〇〇部門の建設コンサルタント登録が有る機関。 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 上記に該当しない場合は加点しない。	①5	-
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 ※再委託による業務については実績として認めない。	◎	平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順いで評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【参加表明書の提出者が設計共同体的場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成〇〇年度以降に実施した業務の実績が無い場合は選定しない。】	①5 ②3	①10 ②6
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去3年間の業務成績 ※設計共同体的場合は、各構成員の業務成績点の平均点。	◎	地方整備局(港湾空港関係)の平成〇〇年度から平成〇〇年度内に完了した〇〇業務の平均請負業務成績評定点を下記の順いで評価する。 【〇〇業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①20 ②別表-1に記載 ③0	①20 ②別表-1に記載 ③0
			過去3年間の業務の優良業務表彰の有無 ※設計共同体的場合は、各構成員の評価(配点の加点合計)平均点	◎	九州地方整備局(港湾空港関係)における〇〇業務の優良業務表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順いで評価する。 【〇〇業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰(優良施工) ②事務所長表彰(優良施工)	①10 ②6	①10 ②6
業務実施体制	業務の分担			◎	下記項目の要件を満たさない場合は選定しない ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合でないこと  ※設計共同体による業務を実施する場合 ・業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと ・一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと ・代表者が管理技術者を配置すること ・各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上に担当技術者を配置すること	-	-

「◎」:原則設定 「〇」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

(表5-2-2)評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(選定段階での技術評価)

【配置予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点				配点		
	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	建設コンサルタント等業務	測量・調査業務(精通度有)	測量・調査業務(精通度無)	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①②資格に国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ③国土交通省登録技術者資格 ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は、選定しない</p>	①10 ②8 ③6 ④4	①5 ②4 ③3 ④2	①10 ②8 ③6 ④4	
			<p>【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、選定しない</p>	①10 ②6 ③4	①5 ②3 ③2	①10 ②6 ③4	
			<p>【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、選定しない</p>	①10 ②6	①5 ②3	①10 ②6	
専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	<p>平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】</p>	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6	
情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該港(空港)周辺での業務実績の有無	<p>平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務の実績を下記の順位で評価する。 ①当該港での実績 当該空港での実績 ②当該県内の港湾での実績 管内の空港での実績 【現地調査を伴う測量・調査業務で設定する。】</p>	—	①5 ②3	—	
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	<p>過去3年間の業務成績</p> <p>◎</p> <p>地方整備局(港湾空港関係)の平成〇〇年度から平成〇〇年度内に完了し、担当した〇〇業務の技術者評定点の平均点を下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない</p>	①30 ②別表-1に記載 ③0	①30 ②別表-1に記載 ③0	①30 ②別表-1に記載 ③0	
		過去3年間の業務の優秀技術者表彰の有無	<p>◎</p> <p>九州地方整備局(港湾空港関係)における〇〇業務の優秀技術者表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰 ②事務所長表彰</p>	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6	

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(表5-2-3)評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(選定段階での技術評価)

【事故及び不誠実な行為】

評価項目	評価の着眼点		配点
		判断基準	
事故及び不誠実な行為	参加表明書(又は申請書及び資料)の提出期限日が事故及び不誠実な行為に係る減点対象期間に含まれるか否か	①指名停止 九州地方整備局の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月 九州7県又は山口県の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止の期間 ②書面による警告・注意 九州地方整備局若しくは九州7県又は山口県の「書面による警告・注意」: (減点対象期間)通知日を含む1ヶ月 ◎ ※九州7県または山口県の措置については、各県が自ら発注した業務に係わる措置のみとし、各県発注業務に関係しない「指名停止」等の措置については、減点の対象外とする。 ※他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人または公営民間企業等の行った措置は、減点の対象外とする。 ※山口県の措置については、下関市内における業務を減点の対象とする。 ※設計共同体の場合は、構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば合計点満点の10%又は5%を減点する。	①-10 ②-5

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

(表5-2-4) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(特定段階での技術評価)

【配置予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点				配点
	判断基準				
配置 予定 管理 技術 者の 経 験 及 び 能 力	資 格 ・ 実 績 等	技術者資格等 要件	技術者資格等、その専門分野の内容	【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①②資格に国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ③国土交通省登録技術者資格 ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は、選定しない	①5 ②4 ③3 ④2
				【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、選定しない	①5 ②3 ③2
				【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、選定しない	①5 ②3
成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成〇〇年度以降公示日まで完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【再委託による業務については実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限り(照査技術者として従事したものは認めない)】	①5 ②3
			過去3年間の業務成績	地方整備局(港湾空港関係)の平成〇〇年度から平成〇〇年度内に完了し、担当した〇〇業務の技術者評定点の平均点を下記の順位で評価する。 【〇〇業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限り(照査技術者として従事したものは認めない)】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①10 ②別表-1に記載 ③0
			過去3年間の業務の優秀技術者表彰の有無	九州地方整備局(港湾空港関係)における〇〇業務の優秀技術者表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰 ②事務所長表彰	①5 ②3

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-別表-1

(満点)30点の場合		(満点)20点の場合		(満点)10点の場合	
成績点	評価点	成績点	評価点	成績点	評価点
79	28	79	19	79	9
78	26	78	17	78	9
77	24	77	16	77	8
76	22	76	15	76	7
75	20	75	13	75	7
74	18	74	12	74	6
73	16	73	11	73	5
72	14	72	9	72	5
71	12	71	8	71	4
70	10	70	7	70	3
69	8	69	5	69	3
68	6	68	4	68	2
67	4	67	3	67	1
66	2	66	2	66	1
65	1	65	1	65	1



(表5-2-5) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

## プロポーザル方式(特定段階での技術評価)

## 【実施方針・特定テーマ】

評価項目			評価の着眼点		配点
			判断基準		
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度		◎	業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、検討条件、実施内容に関する理解度が高い場合に優位に評価する。	10
			◎	業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	実施手順		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
			◎	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	25
			◎	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
	特定テーマ2	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	25
			◎	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	
			◎	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	

※実施方針・特定テーマの評価は、評価の着眼点毎に6段階評価を基本とする。

注) ・実施方針・実施フロー・工程表の記述量は、A4用紙 1枚以内とする。

- ・その他の仕様書(案)等)に示される業務内容に対する代替案、指摘等は別様式とし、記述量は、A4用紙 1枚以内とする。
- ・評価テーマに対する技術提案の記述量は、提案内容を裏付ける根拠(実績等)に関する記述も含めて、1テーマにつきA4用紙 1枚以内とする。

(表5-2-6) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

## プロポーザル方式(特定段階での技術評価)

## 【事故及び不誠実な行為、参考見積】

評価項目			評価の着眼点		配点
			判断基準		
事故及び不誠実な行為	参加表明書(又は申請書及び資料)の提出期限日が事故及び不誠実な行為に係る減点対象期間に含まれるか否か		◎	①指名停止 九州地方整備局の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月 九州7県又は山口県の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止の期間 ②書面による警告・注意 九州地方整備局若しくは九州7県又は山口県の「書面による警告・注意」: (減点対象期間)通知日を含む1ヶ月 ※九州7県または山口県の措置については、各県が自ら発注した業務に係る措置のみとし、各県発注業務に関係しない「指名停止」等の措置については、減点の対象外とする。 ※他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人または公営民間企業等の行った措置は、減点の対象外とする。 ※山口県の措置については、下関市内における業務を減点の対象とする。 ※設計共同体の場合は、構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば合計点満点の10%又は5%を減点する。	①-10 ②-5
参考見積			業務コストの妥当性	◎	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

### (3) その他の留意事項

#### 1) 地域要件の設定について

測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度を評価する。

#### 2) ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目としないが、ヒアリングにおいて説明が曖昧又は説明がない場合は、該当する「評価の着目点」を評価しないこととする等、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「特定テーマ」の評価に反映させる。

なお、技術提案書提出者側の出席者は配置予定管理技術者とし、発注者側の出席者は、担当課長等の3名以上とする。

#### 3) 非特定となる場合について

業務成果の品質確保のため、個別の評価項目に設定する非特定要件に加えて下記の場合も非特定とする。

- ・「業務理解度」と「実施手順」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。
- ・「特定テーマに対する技術提案」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。

## 6. 総合評価落札方式における要件設定と審査について

### (1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務の遂行に必要な技術力等を検討し、(表6-1)に基づき適切に設定する。

(表6-1)

総合評価落札方式における参加資格・選定項目・評価項目の標準的な設定例

	要件	参加資格	選定項目	評価項目	補足・留意事項
基本要件	予法令及び会計令	◎	—	—	
	競争参加資格	◎	—	—	
	指名停止	◎	—	—	
企業	技術部門登録	—	◎	—	建設コンサルタント登録部門の有無
	業務実績	◎	◎	—	
	業務成績	—	◎	—	
	表彰の有無	—	◎	—	
	当該地常駐技術者数	—	—	—	
	自己資本比率	—	—	—	
	瑕疵担保力	—	—	—	
	法令の遵守状況	—	—	—	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務等について、設定することができる
管理技術者	技術者資格	◎	◎	◎	
	業務実績	◎	◎	◎	
	地域精通度	—	○	—	測量・調査業務の場合に設定する。
	業務成績	—	◎	◎	
	表彰の有無	—	◎	◎	
	当該部門従事期間	—	—	—	
	手持ち業務量	—	—	—	
	CPDの取得状況	—	—	—	
担当技術者	技術者資格	—	—	○	担当技術者は、必要に応じて評価項目に設定する。(標準的には設定しない)
	業務実績	—	—	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰の有無	—	—	○	
	当該部門従事期間	—	—	—	
照査技術者	CPDの取得状況	—	—	—	照査技術者については、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に評価項目として設定する。
	技術者資格	○	—	○	
	業務実績	○	—	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰の有無	—	—	○	
当該部門従事期間	—	—	—		
CPDの取得状況	—	—	—		
実施体制(再委託等)		◎	◎	—	
実施方針		—	—	◎	※標準型のみヒアリング結果を反映させる。
評価テーマに対する提案		—	—	◎	※標準型のみ設定 ヒアリング結果を反映させる。
事故及び不誠実な行為		—	◎	◎	

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(2) 評価項目毎の評価の着眼点(判断基準)について

評価項目毎の着眼点の判断基準と配点について、標準的な考え方を(表6-2-1~6)に示す。

(表6-2-1)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(選定段階での技術評価)

【参加表明者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点			配点		
	判断基準			建設コンサルタント等業務	測量・調査業務	
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等※設計共同体的場合は、代表者の登録状況を評価の対象とする。	下記の順位で評価する。 ①〇〇部門の建設コンサルタント登録が有る機関。 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 上記に該当しない場合は加算しない。	①5	-
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 ※再委託による業務については実績として認めない。	平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【参加表明書の提出者が設計共同体的場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成〇〇年度以降に実施した業務の実績が無い場合は選定しない。】	①5 ②3	①10 ②6
	専門技術力	成果の確実性	過去3年間の業務成績 ※設計共同体的場合は、各構成員の業務成績点の平均点。	地方整備局(港湾空港関係)の平成〇〇年度から平成〇〇年度内に完了した〇〇業務の平均請負業務成績評定点を下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①20 ②別表一1に記載 ③0	①20 ②別表一1に記載 ③0
	専門技術力	成果の確実性	過去3年間の業務の優良業務表彰の有無 ※設計共同体的場合は、各構成員の評価(配点の加点合計)平均点	九州地方整備局(港湾空港関係)における〇〇業務の優良業務表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰(優良施工) ②事務所長表彰(優良施工)	①10 ②6	①10 ②6
業務実施体制	業務の分担		下記項目の要件を満たさない場合は選定しない ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合でないこと  ※設計共同体による業務を実施する場合 ・業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと ・一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと ・代表者が管理技術者を配置すること ・各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上に担当技術者を配置すること	-	-	

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

(表6-2-2) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(選定段階での技術評価)

【配置予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点			配点		
	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	建設コンサルタント等業務	測量・調査業務(精通度有)	測量・調査業務(精通度無)
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等、その専門分野の内容	【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①②資格に国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ③国土交通省登録技術者資格 ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は、選定しない	①10 ②8 ③6 ④4	①5 ②4 ③3 ④2	①10 ②8 ③6 ④4
			【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6 ③4	①5 ②3 ③2	①10 ②6 ③4
			【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6	①5 ②3	①10 ②6
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎ 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限り(照査技術者として従事したものは認めない)】	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6
成績・表彰	専門技術力	地域精通度 過去10年間の当該港(空港)周辺での業務実績の有無	○ 平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務の実績を下記の順位で評価する。 ①当該港での実績 当該空港での実績 ②当該県内の港湾での実績 管内の空港での実績 【現地調査を伴う測量・調査業務で設定する。】	-	①5 ②3	-
		成果の確実性 過去3年間の業務成績	◎ 地方整備局(港湾空港関係)の平成〇〇年度から平成〇〇年度内に完了し、担当した〇〇業務の技術者評定点の平均点を下記の順位で評価する。 【〇〇業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限り(照査技術者として従事したものは認めない)】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①30 ②別表-1に記載 ③0	①30 ②別表-1に記載 ③0	①30 ②別表-1に記載 ③0
		過去3年間の業務の優秀技術者表彰の有無	◎ 九州地方整備局(港湾空港関係)における〇〇業務の優秀技術者表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰 ②事務所長表彰	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

(表6-2-3)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(選定段階での技術評価)

【事故及び不誠実な行為】

評価項目	評価の着眼点		配点
		判断基準	
事故及び不誠実な行為	参加表明書(又は申請書及び資料)の提出期限日が事故及び不誠実な行為に係る減点対象期間に含まれるか否か	<p>①指名停止 九州地方整備局の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月 九州7県又は山口県の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止の期間</p> <p>②書面による警告・注意 九州地方整備局若しくは九州7県又は山口県の「書面による警告・注意」: (減点対象期間)通知日を含む1ヶ月</p> <p>◎ ※九州7県または山口県の措置については、各県が自ら発注した業務に係わる措置のみとし、各県発注業務に関係しない「指名停止」等の措置については、減点の対象外とする。 ※他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人または公営民間企業等の行った措置は、減点の対象外とする。 ※山口県の措置については、下関市内における業務を減点の対象とする。 ※設計共同体の場合は、構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば合計点満点の10%又は5%を減点する。</p>	<p>①-10 ②-5</p>

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

(表6-2-4)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(入札段階での技術評価)

【配置予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点			配点			
	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	実施方針 確認型 1:1	簡易型 1:1	標準型 1:2	標準型 1:3
配置 予定 管理 技術 者の 経 験 及 び 能 力	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①②資格に国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ③国土交通省登録技術者資格 ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は、選定しない	①10 ②8 ③6 ④4	①10 ②8 ③6 ④4	①5 ②4 ③3 ④2	①5 ②4 ③3 ④2
			【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2
			【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学)、博士(理学)、博士(学術)等 ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6	①10 ②6	①5 ②3	①5 ②3
専 門 技 術 力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎ 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【再委託による業務については実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】	①10 ②6	①10 ②6	①5 ②3	①5 ②3
			◎ 九州地方整備局(港湾空港関係)における〇〇業務の優秀技術者表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰 ②事務所長表彰	①5 ②3	①5 ②3	①5 ②3	①5 ②3
成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	成果の確実性	◎ 過去3年間の業務成績 地方整備局(港湾空港関係)の平成〇〇年度から平成〇〇年度内に完了し、担当した〇〇業務の技術者評定点の平均点を下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①25 ②別表-2に記載 ③0	①25 ②別表-2に記載 ③0	①20 ②別表-2に記載 ③0	①10 ②別表-2に記載 ③0
		成果の確実性	◎ 過去3年間の業務の優秀技術者表彰の有無	①5 ②3	①5 ②3	①5 ②3	①5 ②3

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

別表-2

(満点)25点の場合		(満点)20点の場合		(満点)10点の場合	
成績点	評価点	成績点	評価点	成績点	評価点
79	23	79	19	79	9
78	22	78	17	78	9
77	20	77	16	77	8
76	18	76	15	76	7
75	17	75	13	75	7
74	15	74	12	74	6
73	13	73	11	73	5
72	12	72	9	72	5
71	10	71	8	71	4
70	8	70	7	70	3
69	7	69	5	69	3
68	5	68	4	68	2
67	3	67	3	67	1
66	2	66	2	66	1
65	1	65	1	65	1

(表6-2-5)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(入札段階での技術評価)

【実施方針・評価テーマ】

評価項目	評価の着眼点		配点				
			簡易型 1:1	標準型 1:2	標準型 1:3		
実施方針・実施フロー・工程表・その他 ※簡易型については、「その他」は設定しない。	業務理解度	◎	業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、検討条件、実施内容に関する理解度が高い場合に優位に評価する。	30	15	15	
	実施手順	◎	業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	5	5	
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	5	5	
	その他	○	重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	-	-	-	
評価テーマに対する技術提案	評価テーマ1	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	-	40	25
			◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。			
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
			◎	提案内容を裏付ける根拠(実績等)が明示されている場合に優位に評価する。			
	評価テーマ2	的確性	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	-	-	25
			◎	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。			
		実現性	◎	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
			◎	提案内容を裏付ける根拠(実績等)が明示されている場合に優位に評価する。			

※実施方針・評価テーマの評価は、評価の着眼点毎に6段階評価を基本とする。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

注)・実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は、A4用紙 1枚以内とする。

・評価テーマに対する技術提案の記述量は、提案内容を裏付ける根拠(実績等)に関する記述も含めて、1テーマにつき A4用紙 1枚以内とする。

## 【実施方針確認型】

評価項目	評価の着眼点		配点	
			実施方針確認型 1:1	
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	◎	業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、検討条件、実施内容の妥当性が確認出来る場合に評価する。	30
	実施手順	◎	業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が確認出来る場合に評価する。	10
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が確認出来る場合に評価する。	10

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

注)・実施方針・実施フロー・工程表の記述量は、A4用紙 1枚以内とする。



(表6-2-6)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(入札段階での技術評価)

【事故及び不誠実な行為】

評価項目	評価の着眼点		配点
		判断基準	
事故及び不誠実な行為	参加表明書(又は申請書及び資料)の提出期限日が事故及び不誠実な行為に係る減点対象期間に含まれるか否か	①指名停止 九州地方整備局の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月 九州7県又は山口県の「指名停止」:(減点対象期間)指名停止の期間 ②書面による警告・注意 九州地方整備局若しくは九州7県又は山口県の「書面による警告・注意」: (減点対象期間)通知日を含む1ヶ月 ◎※九州7県または山口県の措置については、各県が自ら発注した業務に係わる措置のみとし、各県発注業務に関係しない「指名停止」等の措置については、減点の対象外とする。 ※他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人または公営民間企業等の行った措置は、減点の対象外とする。 ※山口県の措置については、下関市内における業務を減点の対象とする。 ※設計共同体の場合は、構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば合計点満点の10%又は5%を減点する。	①-10 ②-5

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

### (3) その他の留意事項

#### 1) 地域要件の設定について

測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度を評価する。

#### 2) ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目としないが、ヒアリングにおいて説明が曖昧又は説明がない場合は、該当する「評価の着目点」を評価しないこととする等、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

なお、簡易型及び実施方針確認型については、ヒアリングを省略する。また、標準型(1:2)においても業務内容に応じて(定型的な要素が多い業務、マニュアルに沿った業務、現場条件が特殊でない業務等)、ヒアリングの省略を可とする。

また、技術提案書提出者側の出席者は、配置予定管理技術者とし、発注者側の出席者は、担当課長等の3名以上とする。

## 7. 設計共同体について

設計共同体については、公募型及び簡易公募型（準じた手続を含む）におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式に参加可とする。

### ○設計共同体の評価について

設計共同体の参加表明者における代表者、構成員の評価の考え方は以下のとおりとする。なお、技術者評価については単体企業と同様、管理技術者を評価する。

評価の着眼点		参加資格		選定項目		特定項目・評価項目		評価方法
		代表者	構成員	代表者	構成員	代表者	構成員	
技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	—	—	◎	—	—	—	代表者の建設コンサルタント登録等の有無を評価する。
成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	◎	◎	—	—	—	・代表者の同種又は類似業務等実績を評価(代表者に同種・類似等実績が無い場合は非選定) ・その他構成員については、設計共同体申請時に記載された「分担業務」の実績を参加要件として設定する(評価項目とはしない)
	過去3年間の業務成績	—	—	◎	◎	—	—	各構成員の評価の平均とする。
	過去3年間の業務の優良業務表彰の有無	—	—	◎	◎	—	—	各構成員の評価の平均とする。
実施体制(業務の分担)		◎	◎	◎	◎	—	—	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合 1)業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 2)代表者以外の者が管理技術者を配置している場合。 3)各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。
事故及び不誠実な行為		—	—	◎	◎	◎	◎	構成員のうち1者でも指名停止等の措置を受け、減点対象に該当すれば合計点満点の10%又は5%を減点する。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

## 8. 履行体制確認型総合評価落札方式について

### (1) 履行体制確認型の導入

履行体制確認型総合評価落札方式は、品質確保対策として実施するもので、入札説明書等に記載された要求要件を確実に履行できるかどうかを審査するものである。

なお、対象業務は「技術提案の履行確実性」を評価する旨を手続き開始の公示及び入札説明書に明記する。

### (2) 履行確実性の摘要拡大

総合評価落札方式による履行確実性の評価について、予定価格100万円以上とし、1,000万円以下の業務にも適用可とする。

品質確保の観点から、九州地方整備局（港湾空港部）が定める価格「品質確保基準価格」を設定し、その価格を下回った場合に試行する。

品質確保基準価格の算出方法は、予定価格1,000万円を超える場合において設定する調査基準価格の算出方法に準じるものとする。

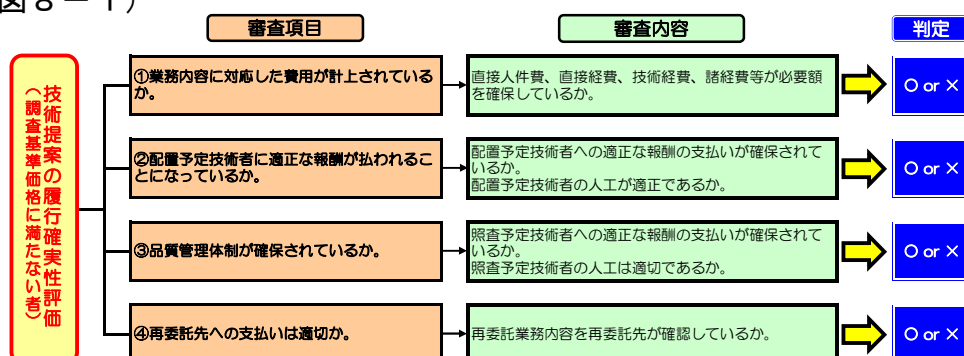
### (3) 履行確実性の審査と評価

技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、原則として、予算決算及び会計例第85条に基づく調査基準価格に満たない価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。

- 1) 申込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、(図8-1)の①~④の審査項目に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、(表8-1)の「○とした項目数」の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与する。

※1,000万円以下の業務の場合、調査基準価格を「品質確保基準価格」に読み替える。

(図8-1)



(表 8 - 1)

「〇」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

- 2) 申込みに係る価格が調査基準価格以上の入札参加者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないこととなる恐れがないことから、技術提案の確実な履行がなされないと認める具体的な事情がない限り、履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性度を「1.0」として評価する。

#### (4) 追加資料の様式

追加資料については、(表 8 - 2) のとおり。

なお、提出期限までに資料を提出しない、ヒアリングに応じない等の場合は、当該業者の入札を無効とすることがある。

(表 8 - 2)

様式番号	名称	【凡例】	
		低入札価格調査に用いる様式	「履行確実性」の評価に用いる様式
様式 1	当該価格により入札した理由	○	○
様式 2	入札価格の内訳書	○	○
様式 2	入札価格の内訳書の明細書	○	○
様式 2 - 1	一般管理費等内訳書	—	◎
様式 3	当該業務の履行体制	○	○
様式 4	手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	○	○
様式 4 - 1	手持ち業務の人工	—	◎
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 5 - 1	直接人件費内訳書	—	◎
様式 6	手持ち機械等の状況（測量業務・地質調査業務に限る）	○	○
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	○	○
—	再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）	—	◎
—	過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賞金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し	—	◎
—	その他ヒアリング時において入札者が明確な説明・証明を行うために必要と判断する資料（任意）	—	◎

## (5) 技術評価点の算出

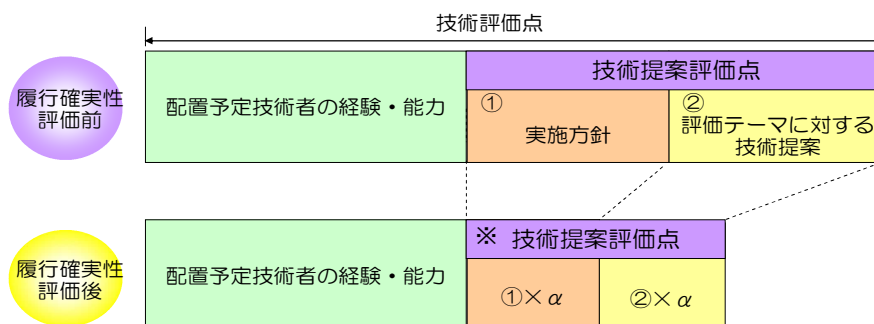
履行確実性評価後の技術評価点については、以下の算出式による。

$$\text{「技術評価点」} = (\text{配置予定技術者の経験・能力※1}) + (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点※2}) \times \alpha (\text{履行確実性度})$$

※1 「配置予定技術者の経験・能力」とは、配置予定技術者の資格・業務実績、成績、表彰等

※2 「技術提案評価点」とは、(当該業務に対する) 実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

～算出イメージ図～



## 9. 総合評価落札方式における落札者決定方法について

### (1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

### (2) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

### (3) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は60点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ20点、30点、60点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

1：1の場合 価格評価点（60点）：技術評価点（60点）

1：2の場合 価格評価点（30点）：技術評価点（60点）

1：3の場合 価格評価点（20点）：技術評価点（60点）

### (4) 価格評価点の算出方法（算出例）

価格評価点は下記の計算式により算出する。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

（算出例）価格評価点：技術評価点の配点割合1：2、

入札価格9,500,000円、予定価格10,000,000円のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{価格評価点} &= 30 \text{点} \times (1 - 9,500,000 / 10,000,000) \\ &= 1.5 \text{点} \end{aligned}$$

### (5) 技術評価点の算出方法（算出例）

技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}(\ast 2)}{\text{技術評価の配点合計点}(\ast 1)}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「技術評価の得点合計」とは各企業の技術評価ウェートに対する得点の総計

（算出例）技術評価の得点合計80点、技術評価の配点合計100点のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{技術評価点} &= 60 \text{点} \times (80 / 100) \\ &= 48 \text{点} \end{aligned}$$

## (6) 履行体制確認型の場合の技術評価点の算出方法（算出例）

履行体制確認型の技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{履行体制確認型の技術評価の得点合計点}(\ast 2)}{\text{技術評価の配点合計点}(\ast 1)}$$

※1 「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2 「履行体制確認型の技術評価の得点合計」とは以下のとおり

履行体制確認型の

$$\begin{aligned} \text{技術評価の得点合計} = & (\text{配置予定技術者の経験・能力に係る得点}) \\ & + (\text{技術提案評価点に係る得点}) \times (\text{履行確実性度}) \end{aligned}$$

(算出例) 配置予定技術者の経験・能力が<sup>※</sup>25点、実施方針が<sup>※</sup>23点、評価テーマが<sup>※</sup>32点、履行確実性度が<sup>※</sup>0.5、技術評価の配点合計100点のケース

- ・ 技術提案評価点に係る得点 = 23点 + 32点 = 55点
- ・ 技術評価の配点合計 = 25点 + 55点 × 0.5 = 52.5点
- ・ 技術評価点 = 60点 × (52.5 / 100)  
= 31.5点

## 10. その他の留意事項

### (1) 総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

#### ①契約書及び業務計画書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書及び業務計画書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含める。

#### ②評価内容の担保

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減じる等の措置を行う。

### (2) 中立かつ公平な審査・評価の確保

#### 1) 第三者委員会による審議について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の全ての個別業務の「技術提案書の評価」について、総合評価技術委員会（小委員会）の審議に諮る。

### (3) 情報公開

技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

#### 1) プロポーザル方式

プロポーザル方式を適用した業務においては、契約後速やかに以下の事項を公表する。

##### ①特定した業者名

##### ②各業者の技術評価点

「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」、「実施方針」、「特定テーマ」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表

#### 2) 総合評価落札方式（標準型、簡易型及び実施方針確認型）

総合評価落札方式を適用した業務においては、契約後速やかに以下の事項を公表する。

##### ①落札した業者名

##### ②各業者の入札価格

##### ③各業者の価格評価点

##### ④各業者の技術評価点

「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」、「実施方針」、「評価テーマ」、「履行確実性度（※）」の5項目（簡易型及び実施方針確認型の場合は、「評価テーマ」を除く4項目）それぞれの小計及び合計点を公表。（※）履行体制確認型総合評価落札方式の場合のみ

##### ⑤各業者の評価値



## ◆国土交通省登録技術者資格 ※特定の分野に特化した資格

施設分野	業務	資格の名称
港湾施設	計画策定(維持管理)、点検・診断	海洋・港湾構造物維持管理士
港湾施設	設計(維持管理)	海洋・港湾構造物維持管理士 海洋・港湾構造物設計士
港湾	設計	海洋・港湾構造物設計士
港湾	計画・調査(水路測量)	1級水路測量技術(沿岸) 1級水路測量技術(港湾)
港湾	計画・調査(深淺測量)	港湾海洋調査士(深淺測量) 1級水路測量技術(沿岸) 1級水路測量技術(港湾)
港湾	計画・調査(磁気探査)、計画・調査(潜水探査)	港湾海洋調査士(危険物探査)
港湾	計画・調査(海洋地質・土質調査)	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
港湾	計画・調査(海洋環境調査)	港湾海洋調査士(環境調査)
港湾	計画・調査(気象・海象調査)	港湾海洋調査士(気象・海象調査)

## 更 新 履 歴

公表年月日	更新内容及び更新箇所	適用年月日
H29.4.1	平成29年度版公表	—
H29.6.1	【参加表明者の経歴及び能力】優良業務表彰の評価基準	—